

401k個人型年金プラン<東京海上日動>

確定拠出年金

運用商品ガイド

東京海上日動火災保険

'19.04 改定

本資料のご利用にあたって

本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令の規定に基づき、運営管理機関として、加入者の皆様が運用の指図を行うために必要な情報を提供するものです。商品提供会社または運用会社から提供された最新の情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性などについて運営管理機関が保証するものではありません。また、今後内容については変更される場合があります。

投資信託商品で償還条項がある場合、償還がなされると受益権が換金されることにより運営が行えなくなります。償還される場合には、概ね償還の一个月前までに償還期日、償還の理由、その他の運用商品に預け替える場合の手続き等を案内します。

本資料掲載の運用商品に関する実績データ等は、随時更新しています。最新の実績データ等は、東京海上日動確定拠出年金ホームページでご確認ください。

ご注意点

事務手続き上の理由（運用指図者期間中の手数料取崩し等）から資産を取り崩す場合、運用商品の価格は日々変動するため、予め一定の割合で多めに資産を取り崩し、差額をあらかじめ買い付ける（「再買付」といいます。）仕組となっています。

一覧表に記載している「売買順」は、この際に資産を取り崩す順です。

再買付は、加入者の場合は、掛金に対して指図している運用割合で行います。運用指図者の場合は、加入者期間があった場合にはその際の掛金に対する運用割合で行います。加入者期間がない場合は「未指図商品」を買い付けます。

詳しくはコールセンターまでお問い合わせ下さい。

東京海上日動確定拠出年金コールセンター

(フリーダイヤル) 0120-719-401

受付時間：平日 午前9時～午後8時 土日 午前9時～午後5時

(祝日・振替休日・年末年始はお休みさせていただきます)

MEMO :

運用商品一覧 および 選定理由

＜運用商品ラインアップについてのご説明＞(運用商品の選定理由)
 東京海上日動では専門的知見に基づき、過去の運用実績・格付け等の指標に基づく定量評価や運用商品の取扱機関・運用会社の経営健全性・リスク管理体制等の定性評価(高度な専門性を有する第三者評価機関の分析レポートも利用)、運用商品組み立てに要する費用等を総合的に勘案し、加入者・運用指図者の皆様が適切な運用商品を選択できるように、本プランの運用商品ラインアップ(個々の運用商品および全体の構成)を選定しております。構成上は特に下記の要素を重視しています。
 ・伝統的なカテゴリー分類(債券/株式・国内/海外)をベースとして、リスク・リターン特性の異なる複数の投資信託商品をバランス良く選択肢に用意しています。
 ・複数の資産に分散投資する、バランスファンドを選択肢に用意しています。
 ・安全性の高い元本確保型の運用商品を選択肢に用意しています。
 個々の運用商品の選定に当たって留意した特徴は以下のとおりです。

区分	商品コード	売買順	商品名	商品概要
元本確保型商品	預金	00002	1 三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入れの都度、所定の預入期間に応じた金利を満期日まで適用する定期預金です。 ● 満期時の元本と利息の支払は、三菱UFJ銀行が保証しています。 ● 満期時に利息を元本に組入れて、同一期間の定期預金に自動継続します。 ● 満期前の預替え(期限前解約)の場合も元本は保証されます。

以下の投資信託商品は元本確保型商品ではありません。どの運用商品も元本割れする可能性があります。

区分	商品コード	売買順	商品名	商品概要	
投資信託商品	国内債券	パッシブ型	01282	2 東京海上セレクション・日本債券インデックス	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に日本の債券に投資します。 ● ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
	外国債券	パッシブ型	01283	3 東京海上セレクション・外国債券インデックス	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に外国の公社債に投資します。 ● ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
		アクティブ型	00050	4 東京海上セレクション・外国債券	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に外国の国債に投資します。 ● ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
	国内株式	パッシブ型	01559	5 野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新興国の公社債を実質的な主要投資対象とします。 ● ベンチマークの中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
		パッシブ型	01612	6 東京海上・日経225インデックスファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象とします。 ● ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
			00052	7 東京海上セレクション・日本株TOPIX	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、ベンチマークとの連動性を考慮し組入れを行います。 ● ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
	外国株式	アクティブ型	00056	8 東京海上セレクション・日本株式	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に日本法人の株式に投資します。 ● 中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
		パッシブ型	01284	9 東京海上セレクション・外国株式インデックス	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に外国の株式に投資します。 ● ベンチマークに連動する投資成果の達成を目標とします。
		アクティブ型	01604	10 大和住銀DC海外株式アクティブファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● インターナショナル株式マザーファンドへの投資を通じて、海外株式への分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな企業への投資機会の獲得により、信託財産の長期的な成長を目指します。 ● 中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
	国内REIT	パッシブ型	01367	11 野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新興国の株式を実質的な主要投資対象とします。 ● ベンチマークの中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
	外国REIT	アクティブ型	01605	12 三菱UFJ <DC>J-REITファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含む)不動産投資信託証券への投資を行います。
バランス	パッシブ型	01560	13 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界各国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。 	
		01606	14 三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ● 各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果を目指します。 	
	アクティブ型	01535	15 東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ● 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。 	
		01607	16 トレンド・アロケーション・オープン	<ul style="list-style-type: none"> ● 円建ての外国投資信託であるダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンドの受益証券への投資を通じて、先進国の国債、世界各国の上場信託証券等を主要投資対象とします。 ● 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。 	
		01611	17 東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に国内外の複数の資産(日本債券、日本株式、外国債券、外国株式)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ● 公的年金の基本ポートフォリオを参照し、各投資対象資産の基本資産配分比率を決定します。 	
		00054	18 東京海上セレクション・バランス30	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。 ● 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。 	
00053	19 東京海上セレクション・バランス50				
00057	20 東京海上セレクション・バランス70				

※商品に関する詳細については次ページ以降をご覧ください。
 ※売買順については表紙裏面の「ご注意点」をご確認ください。

MEMO:

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期に安定した運用が可能です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応当日です。)

4. 商品提供会社

株式会社三菱UFJ銀行

5. 約定利率の決定方法

約定利率は毎週見直し、金融情勢等に応じて新金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(固定金利)

7. 利払方法

満期日または期限前解約時に一括して利払いします。
満期日には、お利息を元金に組み入れて同一期間のこの預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. お利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6カ月ごとの複利計算。(円未満切捨)

9. お利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日にお利息を元金に組み入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。
なお、満期日前に解約される場合には下記の期限前解約利率を適用し、元金とお利息を払い戻します。

11. 期限前解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、預入日(または継続日)から解約日の前日までの日数に応じて、つぎの期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算したお利息とともに払い戻します。

- 6カ月未満 解約日における普通預金の利率
- 6カ月以上1年未満 約定利率の50%

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分のお利息は、預入日(または継続日)から一部解約日の前日までの日数に応じた期限前解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金のお利息は、預入日(または継続日)から満期日までの日数および預入時(または継続時)の約定利率によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組み入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。

13. お申込単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるものとします。
なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険の対象です。当行へ預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとのお利息が保護されます。

※金融機関名義の預金は預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

三菱UFJ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で1預金者あたり元本合計1,000万円までとお利息が保護されます。当行の合併前に旧UFJ銀行、旧東京三菱銀行で別々にお預け入れいただいた預金等は預金保険制度上、すべて合算された扱いとなります。

なお、決済用預金*に該当する預金(オールワン普通預金(無利息型)、スーパー普通預金(全額保護型)、普通預金(無利息型)、当座預金、別段預金の一部)がこれとは別に全額が保護されます。

*預金保険法により「無利息(お利息がつかない)」「要求払い(いつでも払い戻しができる)」「決済サービス(口座振替等)を提供できること」の3要件を満たす預金と定められています。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

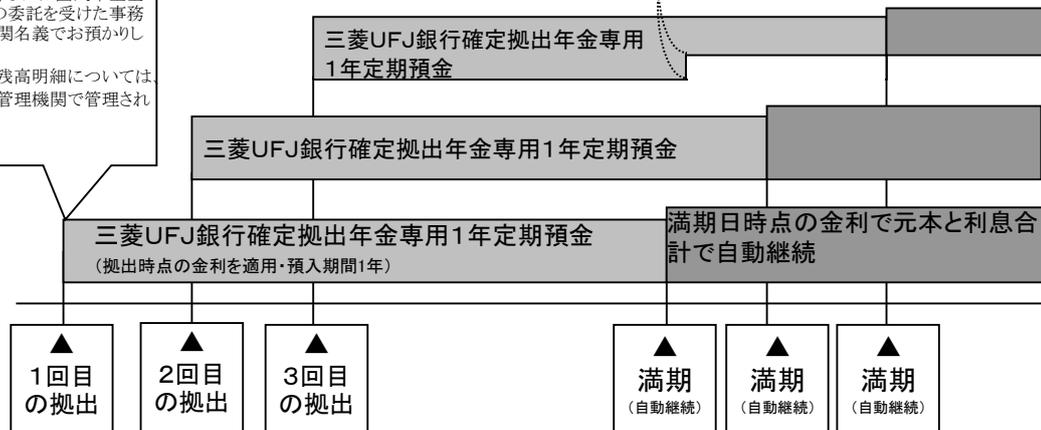
解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定利率で計算したお利息を元金に組み入れて、自動継続します。また、預入期間の途中で期限前解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の期限前解約利率により計算したお利息と元金を払い戻します。商品提供金融機関(三菱UFJ銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金およびお利息については保護されないおそれがあります。

商品の説明図

同じ日の定期預金をまとめて資産管理機関の名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義でお預かりします。加入者個人の残高明細については記録関連運営管理機関で管理されます。

いつでも元金の一部を解約し、他の商品へ預け替えができます。その場合の利率は、引き出し部分は期限前解約利率、残金部分は預入日または継続日の約定利率とします。

他の商品へ



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

東京海上セレクション・日本債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に日本の債券に投資します。
- NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目標とします。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本の債券を主要投資対象として運用する「TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI(総合)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回る事となった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.1512%(税抜0.14%)
内訳(税抜):委託会社 年0.06%、
受託会社 年0.02%、販売会社 年0.06%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年64.8万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 債券 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. NOMURA-BPI(総合)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はNOMURA-BPI(総合)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、NOMURA-BPI(総合)の算出対象となる債券の種類別構成や構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に外国の公社債に投資します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目標とします。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の公社債を主要投資対象として運用する「TMA外国債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス
(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回るようになった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.1944%(税抜0.18%)
内訳(税抜):委託会社 年0.08%、
受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年64.8万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被る場合があります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因と

なります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の構成国、国別構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に外国の国債に投資します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
- ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の国債を主要投資対象として運用する「TMA 外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス
(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.1232% (税抜1.04%)
内訳(税抜): 委託会社 年0.5%、受託会社 年0.04%、販売会社 年0.5%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054% (上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国債券

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は公社債市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書に関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

新興国の公社債を実質的な主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

新興国の公社債を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「新興国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

4.ベンチマーク

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロ債を対象としたインデックスです。

5.信託設定日

2008年7月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.594%(税抜年0.55%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年 0.30%、受託会社 年 0.04%、販売会社 年 0.21%

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
 - ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
 - ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
 - ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。

ニューヨーク証券取引所/ニューヨークの銀行金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

東京海上・日経225インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象とします。
2. 日経平均株価(日経225)に連動する投資成果の達成を目標とします。
3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象として運用する「東京海上・日経225インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

日経平均株価(日経225)

5.信託設定日

2016年10月27日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年8月6日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.243%(税抜0.225%)
内訳(税抜):委託会社 年0.1%、受託会社 年0.025%、販売会社 年0.1%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年97.2万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・日経225インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上・日経225インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク
当ファンドは、主として株式等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. 日経平均株価(日経225)との乖離リスク

当ファンドの投資成果は日経平均株価(日経225)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- 流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- 日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトが日経平均株価(日経225)におけるウェイトと異なること
- 売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- 信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・日経225インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. TOPIXに連動する投資成果の達成を目標とします。
2. 東京証券取引所第一部に上場されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。
3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本法人の株式を主要投資対象として運用する「TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.648%(税抜0.60%)
内訳(税抜):

- 純資産総額250億円以下の部分:
委託会社 年0.25%、受託会社 年0.09%、
販売会社 年0.26%
- 純資産総額250億円超の部分:
委託会社 年0.26%、受託会社 年0.08%
販売会社 年0.26%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株TOPIX

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. TOPIXとの連動

当ファンドの投資成果はTOPIXの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- 流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- 東京証券取引所第一部上場銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがTOPIXにおけるウェイトと異なること
- 株式売買手数料等の取引コストを負担すること
- 信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に日本法人の株式に投資します。
2. TOPIXをベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
3. ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.62%(税抜1.5%)
内訳(税抜):委託会社 年0.70%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.72%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・日本株式

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22. 委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24. 基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・日本株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に外国の株式に投資します。
- MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目標とします。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)

5.信託設定日

2010年4月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年4月15日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.216%(税抜0.20%)
内訳(税抜): 委託会社 年0.09%、
受託会社 年0.02%、販売会社 年0.09%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年64.8万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・外国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額 × 保有口数 / 10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

④流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

3. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

4. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・外国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式に分散投資します。MSCIロクサイ・インデックス(円換算)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティール・ロウ・ブライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券(マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

MSCIロクサイ・インデックス(円換算)

5.信託設定日

2006年12月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の解約により残存口数が30億口を下回ることになった場合等には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。償還がなされると、受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。償還される場合には、概ね償還の1ヶ月前までに償還期日、償還の理由、その他の運用商品に預替える場合の手続等をご案内します。

8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.7496% (税抜 1.62%)
内訳:委託会社 年率0.87% (税抜)
受託会社 年率0.06% (税抜)
販売会社 年率0.69% (税抜)

*マザーファンドの投資顧問会社(ティール・ロウ・ブライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月14日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

株式投資のリスク

当ファンドでは、マザーファンドを通じて、株式を保有します。これらの価格は、急激に予想を超えた変動をすることがあります。株式投資は、債券よりも長期的な成長の可能性は大きいものの、短期的には価格変動性が高いのが一般的です。

「価格変動性」

投資対象の株式の値動きによって、当ファンドのポートフォリオの評価額が変動する可能性をさします。当ファンドは、債券等を主要な投資対象とするファンドに比べ、より大きな価格変動性があります。

「流動性リスク」

ファンドにとって最適な時期・価格で証券を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり益を逸する可能性をさします。当ファンドおよびマザーファンドでは、中小型株を組入れる場合もありますが、これらの株式は、大型株よりも流動性に欠けることが多いといえます。またこれらの株式は、大型株に比べ価格変動性が高いのが一般的です。

「その他」

株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、当該発行者の株式の価値及び配当の規模と頻度が減少することがあります。

外国証券投資のリスク

当ファンドではマザーファンドを通じて、外国証券を保有します。外国証券への投資は、国内資産投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、政治的・経済的不安定、国際取引慣行の予測の不確実性、外国政府が資産の没収・国有化・差押えといった行動にでる可能性、外国為替・外国投資規制の実施や緩和、配当利子・利益に対する源泉課税、価格変動性、為替レートの変動などがあります。

為替リスク

当ファンドではマザーファンドを通じて、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、株式等に直接投資する場合があります。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

4.ベンチマーク

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

5.信託設定日

2008年7月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.6048%(税抜年0.56%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年 0.27%、受託会社 年 0.04%、販売会社 年 0.25%

10.信託報酬以外のコスト

・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金利息

・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息

・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用

・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。

申込日当日またはその翌営業日が香港取引決済所の休業日と同日付の場合/申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合/申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合
金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三菱UFJ <DC> J-REITファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、わが国の不動産投資信託証券の指標である東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

主として、MUAM J-REITマザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券^{*1}への投資を行います。

・ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度^{*}が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄)が存在し、または存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

・ファンドは、東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとして運用しております。東証REIT指数(配当込み)には、指数に対する寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成比率を指します。

東証REIT指数(配当込み)^{**2}をベンチマーク^{**3}とし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、PBR(株価純資産倍率)等の分析を行います。

マザーファンドの組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※1 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。J-REITはその日本版という意味です。

※2 東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

※3 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

2.主要投資対象

運用は主に「MUAM J-REITマザーファンド」への投資を通じて、わが国の不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・1発行体当たりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

5.信託設定日

2007年12月7日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月5日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×**年率0.918%(税抜 年率0.85%)**
内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.432%	年率0.432%	年率0.054%
(税抜 年率0.4%)	(税抜 年率0.4%)	(税抜 年率0.05%)

10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)信託報酬以外のコストについては、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJ <DC> J-REITファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なり、当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別的要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

② 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のペーパーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- 投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2.主要投資対象

世界各国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「世界REITインデックス マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)
S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。
「S&P先進国REIT指数」はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービス シーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しかなる意思表示等を行なうものではありません。

5.信託設定日

2008年7月16日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則1月20日(ただし、1月20日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年 0.5724%(税抜年 0.53%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜): 委託会社 年 0.30%、受託会社 年 0.03%、販売会社 年 0.20%

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
 - ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
 - ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
 - ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額
- ※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時(原則1月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行いません。分配金は、自動的に再投資されます。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込ができません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

※基準価額の変動は、上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保のため各資産の指数を独自に合成した指数をベンチマークとし、当該ベンチマークに連動する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド、三菱UFJ 外国株式マザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、三菱UFJ 国内債券マザーファンド、三菱UFJ 外国債券マザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドを主要投資対象とします。

各マザーファンド等を通じて、東証株価指数(TOPIX)16%、MSCIロクサイインデックス(除く日本、円換算ベース)20%、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)4%、NOMURA-BPI総合42%、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)5%、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)4%、東証REIT指数(配当込み)3%、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)3%および短期金融資産(有担保コール(翌日物))3%の比率配分として組み合わせた合成ベンチマークに連動する成果をめざして運用を行います。

三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド16%、三菱UFJ 外国株式マザーファンド20%、新興国株式インデックスマザーファンド4%、三菱UFJ 国内債券マザーファンド42%、三菱UFJ 外国債券マザーファンド5%、新興国債券インデックスマザーファンド4%、東証REIT指数マザーファンド3%、MUAM G-REITマザーファンド3%、短期金融資産3%の比率配分として基準ポートフォリオを構築します。

基準ポートフォリオは原則として年1回見直し(確認)*を行うこととします。

*経済環境などの大きな変化がなければ、原則として資産配分を変更することなく運用を行います。

各マザーファンドの運用目標は以下の通りです。

	主要投資対象	運用目標
三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
三菱UFJ 外国株式マザーファンド	先進国株式	MSCIロクサイインデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
新興国株式インデックスマザーファンド	新興国株式	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
三菱UFJ 国内債券マザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
三菱UFJ 外国債券マザーファンド	先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
新興国債券インデックスマザーファンド	新興国債券	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
東証REIT指数マザーファンド	国内不動産投資信託証券	東証REIT指数(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUAM G-REITマザーファンド	先進国不動産投資信託証券	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

2.主要投資対象

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

各資産の指数を基準ポートフォリオの比率で組み合わせた合成ベンチマーク

5.信託設定日

2012年2月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.3456%(税抜 年率0.32%)

内訳:

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.1782%	年率0.1242%	年率0.0432%
(税抜 年率0.165%)	(税抜 年率0.115%)	(税抜 年率0.04%)

ファンドは実質的に上場投資信託(リート)を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

10.信託報酬以外のコスト

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、新興国株式インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「信託報酬以外のコスト」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づき開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJプライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

11. 購入単位

1円以上1円単位

12. 購入価額

ご購入約定日の基準価額

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

① 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別的要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

三菱UFJプライムバランス(8資産)(確定拠出年金)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻りに相当する場合があります。当ファンド購入後およびそれらの構成比により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、合成ベンチマークの動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、指数先物取引と指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

【指数について】

- ・東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ インデックス(除く日本、円換算ベース)は、MSCIコクサイ インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投資株式会社に付与されています。Standard & Poor'sおよびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投資株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
2. 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本としますが、基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、株式とREITの比率を引き下げ、引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。
3. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」「TMA日本REITマザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2014年11月10日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回るようになった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年7月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率0.9072%(税抜0.84%)
内訳(税抜):委託会社 年0.41%、
受託会社 年0.02%、販売会社 年0.41%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年64.8万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型) 愛称:円奏会(年1回決算型)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式、公社債およびREIT等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場、債券市場およびREIT市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】
信託財産の成長をめざして運用を行います。

【ファンドの特色】
世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。

当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ(以下「アリアンツGI」といいます。)が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」(以下「DMAPF」といいます。)に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

DMAPFでは、先進国の国債*1に投資を行うとともに、世界各国のETF等*2を利用することで、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。また、組入比率の調整を目的として、世界各国の先物取引も利用します。

*1 先進国の国債とは、世界銀行の分類を参考に、アリアンツGIが「先進国」と定義した国の国債をいいます。

*2 ETF等とは、投資成果または償還価額等が金融指標その他の指標等に連動することを目的とする投資信託証券、受益証券発行信託の受益証券および債券で、金融商品取引所に上場されているものをいいます。

安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

機動的な分散投資の手法で高い専門性を有するアリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用します。当戦略は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長をめざします。

為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

為替ヘッジは、DMAPFにて行います。

※一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジを行うことがあります。そのため、完全には為替変動リスクを排除することはできません。

※＜ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について＞
「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」は、①市場サイクル分析に基づく基本戦略「基本資産配分(トレンド・アロケーション)」に加え、②運用チームによる補完戦略「基本資産配分に対する微調整(タクティカル・アセット・アロケーション)」、③リスク管理戦略「下落リスクへの対応(ダウンサイド・リスク・マネジメント)」の3つの戦略により構成されています。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

ファンド・オブ・ファンズ方式により、世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。
- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2012年3月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・設定日から5年を経過した日以降においてファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

①当ファンド
信託財産の純資産総額×**年率0.6804%(税抜 年率0.6300%)**
内訳(税抜):

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3000%	年率0.3000%	年率0.0300%

②投資対象とする投資信託証券
投資対象ファンドの純資産総額に対して、**年率0.49%程度**

③実質的な負担(①+②)
当ファンドの純資産総額に対して、**年率1.1704%程度(税抜 年率1.1200%程度)**

10.信託報酬以外のコスト

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)信託報酬以外のコストについては、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

13.購入時手数料

ありません。

14.換金価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。収益分配金は、原則として再投資されます。

17.お申込不可日等

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。

- ・ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数
(注)基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
(主なりリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

- ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建ている先物取引の価格が下落した場合、または売建ている先物取引の価格が上昇した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建ている先物取引の価格下落と、売建ている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。

② 金利変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

(次ページに続きます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

トレンド・アロケーション・オープン

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

③ 為替変動リスク

ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジ（一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジ）を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

④ 信用リスク(デフォルト・リスク)

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

⑤ カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

⑦ カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

a. 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行います。委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
 - ・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- #### b. ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該ファンドは繰上償還されます。また、ファンドについて、設定日から5年を経過した日以降において受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または20億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- #### c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- #### d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- #### e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型) 愛称:年金ぷらす

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主に国内外の複数の資産(日本債券、日本株式、外国債券、外国株式)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
2. 公的年金の基本ポートフォリオを参照し、各投資対象資産の基本資産配分比率を決定します。
3. 基本資産配分比率を基準に、原則として各資産毎に一定の範囲内(±5%)に収まるように調整します。
4. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。

2.主要投資対象

主に「TMA日本債券インデックスマザーファンド」「TMA日本債券マザーファンド」「東京海上・JPX日経400インデックスマザーファンド」「TMA日本株アクティブマザーファンド」「TMA外国債券インデックスマザーファンド」「TMA外国債券マザーファンド」「TMA外国株式インデックスマザーファンド」「TMA外国株式マザーファンド」の各受益証券に投資します。

3.主な投資制限

株式・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2015年7月17日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年1月25日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.3446%(税抜1.245%)
内訳(税抜):委託会社 年0.60%、
受託会社 年0.045%、販売会社 年0.60%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年97.2万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型) 愛称:年金ぷらす

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式および公社債等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場および債券市場の動向等により変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

③信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス30

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.026%(税抜0.95%)
内訳(税抜):委託会社 年0.43%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.44%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス30

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託銀行:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス50

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.2312%(税抜1.14%)
内訳(税抜):委託会社 年0.52%、受託会社 年0.08%、販売会社 年0.54%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス50

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス50」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス70

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 主に国内外の複数の資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。
- 資産配分は<基本資産配分>を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。

2.主要投資対象

主に「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」「TMA日本債券マザーファンド受益証券」「TMA外国株式マザーファンド受益証券」「TMA外国債券マザーファンド受益証券」に投資します。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%未満とします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

2001年9月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより10億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年6月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.4148%(税抜1.31%)
内訳(税抜):委託会社 年0.6%、受託会社 年0.08%、
販売会社 年0.63%

10.信託報酬以外のコスト

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0054%(上限年48.6万円))、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、ファンドの組入有価証券の売買委託手数料等は、受益者の負担とし、信託財産から差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。

17.申込不可日

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの取得申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

東京海上セレクション・バランス70

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22.委託会社

東京海上アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図を行います。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場や債券市場の動向などにより変動します。基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. デリバティブに関わるリスク

当ファンドは、デリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

3. 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後変更される可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「東京海上セレクション・バランス70」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。